

平成25年行政事業レビュー・シート (国土交通省)											
事業名	社会资本整備総合交付金（全国防災） (東日本大震災関連)		担当部局庁	大臣官房							
事業開始・終了(予定)年度	H23~		担当課室	社会资本整備総合交付金等総合調整室	室長 石田 優						
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 37 総合的な国土形成を推進する							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法 等		関係する計画、通知等	社会资本整備重点計画							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会资本整備総合交付金（全国防災）は、地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）3（ハ）に基づいて行う社会资本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等が図られることを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>地方公共団体が作成した社会资本整備計画（東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に限定したものに限る。）に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会资本整備事業等を総合的・一体的に支援。</p> <p>東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、堤防等に係る津波対策、緊急輸送道路等に係る耐震対策等のような緊急性の高い事業に対象を限定するとともに、事業着手から1~2年、最長でも集中復興期間中（H27年度まで）に効果が発現する即効性の高い事業に対象を限定し、予算計上している。</p> <p>※ 切迫性の高い東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震の対策が必要な区域で行われる事業、地域防災計画に基づく事業等に限定。</p> <p>※ 津波対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸堤防や河川の津波遇上区間における河川堤防のかさ上げ、堤防・水門・閘門・樋門・樋管・陸閘の耐震・液状化対策、水門・閘門・樋門・樋管・陸閘の自動化・遠隔操作化、防波堤の整備 ・ 津波避難施設（避難路、津波タワー、津波避難ビル、避難地や防災拠点となる防災公園）の整備 ・ 津波災害時の避難所・防災拠点となる建築物の耐震化、津波避難ビルとなる公営住宅の耐震化 ・ 下水処理施設等下水道施設の耐水化 <p>※ 地震対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路・避難路のうち、地震時に不通となる要対策箇所の橋梁耐震化、法面・盛土の防災対策、沿道の住宅・建築物及び避難所の耐震化 ・ 港湾施設の耐震化 ・ 重要幹線等の下水道施設の耐震化 ・ 盛土造成地の滑動崩落対策 ・ 災害時に被災者の受け入れ先となる公営住宅の耐震化 <p>被災地以外においても、東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、緊急性の高い事業については、復興基本方針に基づき、復興予算として要求したものである。</p> <p>なお、これら以外の風水害対策等の防災・減災対策については、一般会計において要求している。</p>										
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他										
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
	予算の状況	当初予算	-	146,230	10,278	8,639					
		補正予算	56,645	-							
		繰越し等	△ 42,266	△ 10,619	52,885						
		計	14,379	135,611	63,163	8,639					
	執行額	11,864	128,460								
執行率 (%)	82.5%	94.7%									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)				
	各社会资本整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載		成果実績	—	—	—	—				
			達成度	%	—	—	—				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込				
	社会资本整備計画数		活動実績 (当初見込み)	計画	—	212	328	—			
単位当たりコスト	444,055(千円/計画)		算出根拠	平成24年度当初配分額(145,650百万円)／平成24年度に社会资本整備総合交付金が当初配分された計画数(328計画)							
平成25・26年 度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由							
	交付金事業費	10,278	8,639								
	計	10,278	8,639								

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費 必要性 投入の 度合い	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は 東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、堤防等に係る津波対策、緊急輸送道路等に係る耐震対策等のような緊急性の高い事業に対象を限定しており、また、事業着手から1~2年、最長でも集中復興期間中(H27年度まで)に効果が発現する即効性の高い事業に対象を限定しており、優先度の高い事業となっている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業 の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	国と地方公共団体等の負担関係は関係法令等に定められており、妥当なものとなっている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	—				
事業 の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	平成23年度から開始した事業であり、交付期間が概ね5年となっていることから、事後評価について事例が積み上がっておらず、有効性について現段階では評価できない。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—				
重複 排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金（全国防災）及び社会資本整備総合交付金（復興）との役割分担については、被災地域の復興等のための事業等にあっては社会資本整備総合交付金（復興）により、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業にあっては社会資本整備総合交付金（全国防災）により、「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」に対する集中的支援にあっては防災・安全交付金により、成長力強化や地域活性化等につながる事業にあっては社会資本整備総合交付金により支援しております、それぞれ適切な役割分担となっている。			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	360	社会資本整備総合交付金	国土交通省・大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室			
	361	防災・安全交付金	国土交通省・大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室			
点検 結果	復興庁162	社会資本整備総合交付金(復興)(東日本大震災関連)	復興庁・統括官付参事官			
	「新仕分け」（平成24年11月16日）の評価結果及び「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」（平成24年11月27日復興推進会議決定）に基づき、平成25年度予算からは、「巨大津波による被害を受けて新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業であって、大規模地震の対策地域において、東日本大震災の最大の教訓である素早い避難の確保を後押しする観点から実施され、集中復興期間中に完了するもの（具体的には、河川の津波避上対策、海岸堤防・防波堤の粘り強い構造の確保・耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化、高台道路への避難階段の付加）」について、厳しい絞込みを行った上で計上することとされたが、引き続き、全国防災予算である本事業については、適正な執行が行われるよう留意すべきである。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内 容 の 改 善	<ul style="list-style-type: none"> ・全国防災事業に関する政府全体の方針に従い、引き続き効率的な執行に努めるべき。 ・執行実績データを体系的かつ効率的に収集できる仕組みについて、本格的に実施できるよう取組を加速化すべき。 ・中間評価・事後評価について、地方公共団体が適切に取り組むよう方策を検討すべき。 					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行 等 改善	行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、政府全体の方針に従い、引き続き効率的な予算執行に努める。 また、執行データ収集の本格実施に向けた取組や地方公共団体における中間評価・事後評価に向けた方策の検討を進めることとする。					

備考

○行政刷新会議「新仕分け」（平成24年11月16日（金））「復興④：公共事業（全国防災）」

【評価結果】

「公共事業（全国防災）の復興特別会計での対応について」

全国防災事業については、東日本大震災の教訓をもとに津波に対する課題への対応の必要性が新たに認識されたものや緊急性、即効性が極めて高いものに限り、例外的に復興特別会計での計上を認める。

【とりまとめコメント】

防災に対する備えというのは、誰しも重要であると認識していることから、事業の必要性という点だけ考えれば、当然必要。ただし、限りある財源の中でそこをどういう風に優先順位を付けるのかということが大変重要であり、今回の全国防災については法律の枠組みの中では東日本大震災の教訓、緊急性、即効性ということがある。これらの条件を厳格に適用し、相当厳しく絞り込みをしていく、ということで結論とする。厳しい条件というのは、東日本大震災の教訓、例えば、津波に対しての技術的課題の必要性が新たに認識されたもの、より具体的に言えば、河川の津波避上対策であるとか、水門の自動化とか、遠隔操作化、そういうものについては認められるが、それ以外の今まで一般会計でやってきたものについては、復興財源を充てることを控える、ということを結論とする。

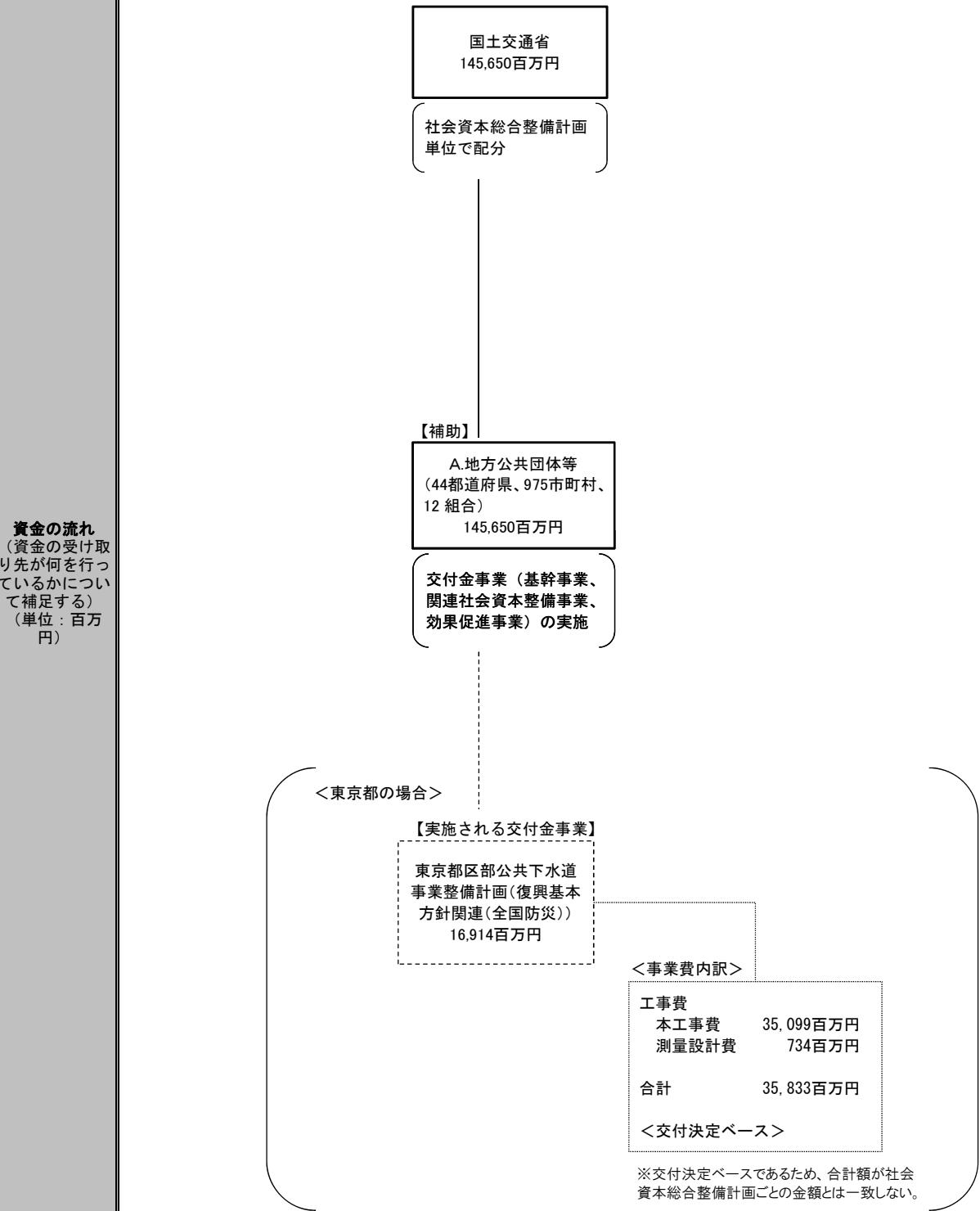
東日本大震災の教訓、緊急性、即効性の要件は東日本大震災からの復興の基本方針に基づくもの。基本方針は変えられないものではないので、今日の議論も踏まえて、もう少し基準を具体的にすることを含めて、政府の方で検討させていただきたい。

もう1点ソフト事業について、ハードだけでは限界があるということも1つの大きな教訓であり、ソフト事業の中には予算が少なくとも効果が高いものもあり、併せて検討いただきたい。

関連する過去のレビュー・シートの事業番号

平成22年	-	平成23年	復興-0001	平成24年	0002
-------	---	-------	---------	-------	------

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	東京都区部公共下水道事業整備計画(復興基本方針関連(全国防災))他	32,287	-	-
2	大阪府	大阪市下水道地震対策計画(復興基本方針関連(全国防災)) 他	12,820	-	-
3	愛知県	わが国最大の海拔0m地帯を有する愛知県における安全・安心な地震防災対策基盤の確保(復興基本方針関連(全国防災)) 他	10,995	-	-
4	神奈川県	活力とうるおいを次世代へ(川崎市公共下水道)(復興基本方針関連(全国防災)) 他	8,481	-	-
5	静岡県	災害に強く信頼性の高いネットワークの構築(復興基本方針関連(全国防災)) 他	8,360	-	-
6	和歌山県	沿岸部における公園整備による防災機能の充実(復興基本方針関連(全国防災)) 他	8,084	-	-
7	兵庫県	元気で安全・安心な兵庫の道づくり(復興基本方針関連(全国防災)) 他	5,859	-	-
8	高知県	広域災害に備えた誰もが安全安心に暮らせる地域づくりの推進(復興基本方針関連(全国防災)) 他	4,388	-	-
9	北海道	災害に強い道路ネットワークの整備計画(復興基本方針関連(全国防災)) 他	4,219	-	-
10	徳島県	津波等災害に強い安全な地域づくりの推進(復興基本方針関連(全国防災)) 他	4,215	-	-